

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」への
意見反映について

令和7年7月15日
保健所 健康危機対策課

『3 新型コロナの対応経験』に対する意見

○ 修正案（委員意見）

2 ページ目第4段落の「市対策本部は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年（令和5年）5月8日までに、計85回開催された。」という記載について、本部が開催された回数なのか意味が通じない様に思います。

本部にて何か会議が開催されたということでしょうか？

『3 新型コロナの対応経験』に対する意見

○ 本市回答

船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部において、**市対策本部会議**が計85回開催された旨を記載しています。つきましては、以下のとおり修正させていただきます。



➤**修正案**

「市対策本部**会議**は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年（令和5年）5月8日までに、計85回開催された。」

『8 医療』に対する意見

○ 修正案（委員意見）

県又は市などと医師会で医療措置協定等を締結する必要はないのでしょうか。

医師会との関係、依頼内容や担当事項について本文に加える必要はないのでしょうか。

『8 医療』に対する意見

○ 本市回答

医療措置協定については、感染症法により都道府県が各医療機関と締結するものとされていることから、同法に基づく協定を市と医師会で締結することは想定されておられません。

しかしながら、新型コロナウイルス対応時に感染拡大防止や検査・入院医療体制作りなどの取組みを本市として推進することができたのは医師会から全面的なご協力をいただいた結果でありますことから、改定案では、**医師会をはじめとする専門職能団体、関係団体・機関との連携を図っていくことが重要**としており（例：P.68,74,76,94）、**平時から役割分担や連携体制などについて協議し整理していき、新たな感染症発生時には改めて医師会等と連携の上、病院間での調整など**を行ってまいりたいと考えております。

『8 医療』に対する意見

➤ 参考①

「3-2-2-4 接種体制の拡充」(P.68)

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

➤ 参考②

「1-8 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保」(P.74)

① 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。市は、これに必要な協力を行う。

『8 医療』に対する意見

➤ 参考③

「2-4 緊急時における対応」(P.76)

市は、県の体制整備が整う前に、管内において感染拡大が生じた場合に備え、県や関係団体と協議し必要な施策を講じる。

➤ 参考④

「1-3-2 多様な主体との連携体制の構築」(P.94)

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、平時から市保健所や市衛生試験所のみならず、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。(後略)

○ 修正案（委員意見）

今回のコロナの時を鑑みて、財源についての話題を入れてはどうでしょうか。

特別措置法に基づいて行ったのは十分にわかるのですが、市独自でイニシャルの財源を確保しておき、いざという時に使えるようにしておくのは大事ではないでしょうか。

以上を見据えた上で、コストに言及する部分があってもいいのではないかと思考します。

○ 本市回答

感染症有事の対策の実施のために必要な予算や財源の具体的な内容については、感染状況や感染症の特徴、国からの財政措置などを踏まえて検討することになりますので、市独自の予算や財源の確保について、計画に位置付けておりません。

コロナ禍を経て、国の対策やそれに伴う財政措置も明確となってきたことから、支援が不足することは想定しておりませんが、支援に含まれない部分がある場合については、市で対応するなど、改定案P.32「2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保」に記載のあるとおり実施していく想定です。

また、**有事の際に迅速な対策を実施するために必要な予算が確保できる**よう、財政部門とも連携して対応してまいります。

➤ 参考

「2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保」(P.32)

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

○ 修正案（委員意見）

市役所本庁舎に属する部署については具体的担当部署を決定し記載してあるが、保健所においては同様に具体的部署を決定し個別に記載しなくて良いのか。

船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画全体に対する意見

○ 本市回答

他の部署と同様に、具体的担当部署として「保健所」と記載しています。また、改定案本編とは別に「担当課別索引」を作成しており、各項目の保健所や各部署における具体的な担当課を記載しております。

➤ 参考（「担当課別索引」から一部抜粋）

				確認された場合の対応
保健総務課	対応期	102	3-2-3	積極的疫学調査 ①②
保健総務課	対応期	102	3-2-4	入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送 ①②
保健総務課	対応期	103	3-2-5	健康観察及び生活支援 ①③
保健総務課	対応期	104	3-3-1-1	迅速な対応体制への移行 ④
保健総務課	対応期	105	3-3-2-1	流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し ⑤⑥
保健総務課	準備期	113	1-5	生活支援を要する者への支援等の準備 ①
保健総務課	対応期	115	3-1-2	心身への影響に関する施策
健康危機対策課	準備期	29	1-1	実践的な訓練の実施
健康危機対策課	準備期	29	1-2	市の行動計画等の作成や体制整備・強化 ①③～⑦
健康危機対策課	準備期	30	1-3	関係機関との連携強化 ①～⑤
健康危機対策課	初動期	31	2-1	新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 ①②
健康危機対策課	初動期	32	2-2	新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ②③
健康危機対策課	初動期	33	2-3	迅速な対応の実施に必要な予備の確保